

国民生活審議会

第6回消費者政策部会

議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第6回消費者政策部会 議事次第

日 時 平成16年11月8日(月) 9:32~11:40

場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

1. 開 会
2. 消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過について
3. 消費者基本計画における戦略的課題と最重点事項について
4. 閉 会

配布資料

資料1： 消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過

資料2： 消費者基本計画における戦略的課題と最重点事項について

第 19 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	落 合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島 田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR 部コミュニティリレーションズ担当部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高 橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴 田 俊 正	専修大学名誉教授
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講 師
	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 22 名

第19次国民生活審議会第6回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島田 京子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田村 次朗	慶應義塾大学法学部教授
	津武 欣也	毎日新聞社編集委員
	鶴田 俊正	専修大学名誉教授
	長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
	古川 芳久	東京都生活文化局消費生活部長
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授

以上17名

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、丸山課長補佐

落合部会長 それでは、ただいまから第6回消費者政策部会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入りますけれども、本日の議事は大きく二つございます。1つは、「消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過について」、もう一つは、「消費者基本計画における戦略的課題と最重点事項について」、この2つが議題でございます。

時間の制約もございますので、議題ごとに時間を分けて御審議いただきたいと思います。

最初の議題でございますが、「消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過」について、検討委員会の山本委員長より御報告をお願いいたします。

山本委員長 それでは、私の方から審議の経過について簡単に御報告いたします。

消費者団体訴訟制度検討委員会は、本年4月の消費者政策部会におきまして設置が決定され、5月に第1回検討委員会を開催して以降、関連団体へのヒアリングを経まして、制度を具体化するための主要な論点について検討を進めてきたところでございます。

お手元に、資料1「消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過」という資料が配布されているかと存じますが、その資料の3ページに委員会の開催状況をお示ししてございます。10月7日に開催されました第7回検討委員会におきまして、これまでの審議経過を整理した資料について御意見をいただきました。本日は、この資料に基づきまして、まず事務局より審議経過を説明することとしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

服部消費者企画課長 資料1の4ページ目から御説明させていただきます。主な検討事項と意見の概要ということで、4ページ以降、左側に検討事項、右側に意見の概要ということで掲載させていただいております。左側の部分につきましては、訴権の範囲、適格団体の在り方、訴訟手続の在り方という3つの大きな検討事項に関しまして、それぞれの論点を記載しております。

一方、右側の部分でございますが、左側の論点に対応する形で意見の概要をお示ししております。二重線で囲んだ部分が委員会で合意された事項、これ以外につきましては、各論点に関する代表的な意見、それに対立する意見があった場合にはその意見、あるいは多様な意見があった論点につきましては、その多様性をそれぞれ要約して記載しております。

まず、訴権の範囲、訴権の種類でございます。制度において想定される請求権としては、差止請求権と損害賠償請求権が考えられます。被害の実態や特徴の観点から見て、どのような請求権を導入する必要があるのか。

内容につきまして、制度の検討に当たって対象とするにふさわしい実体法は何か、対象となる事業者の行為は何かということで、不当な契約条項、不当な勧誘行為を挙げております。

右側の部分でございます。訴権の種類に関しましては、検討委員会としては差止請求権に限定して今後議論を進めていくということが合意された事項でございます。そのほか、損害賠償請求権に

については、集団的被害の救済が十分か、十分でないとした場合、被害の救済に消費者団体訴訟制度を活用すべきか等の点で委員間の意見の対立があったことを踏まえ、報告書の今後の課題の部分において、損害賠償請求権につき、どのように言及するか議論する。

訴権の内容でございますが、これに関しましては、消費者契約法を念頭に置き、これを中心として今後議論を進めていくということが合意されております。訴権の対象となる事業者の行為、不当な契約条項に関しましては、使用推奨行為も対象とすべきではないかといった意見がございました。不当な勧誘行為につきましては、具体的にどのような行為を対象とするのか、広告・表示をどのように取り扱うのか等に関しまして、様々な御意見がございました。

次に、6ページ目でございます。適格団体の在り方について、まず要件でございますが、当該制度が消費者全体の利益の擁護を図るために、消費者団体が訴権を行使するものであることにかんがみれば、訴権を行使する団体について、以下の観点から一定の要件を設定する必要があるのではないかとしまして、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除を挙げております。

また、これらの観点を具体化する要件として、次のものが考えられるのではないかといたしまして、まず団体の目的について、消費者の被害の防止及び救済のための苦情相談等が掲げられていることが、消費者利益代表性の判断基準の一つとなるのではないかとということでございます。

次に活動実績について、目的に沿った活動が相当期間、継続的に行われているかどうかも要件とすべきではないか。

団体の規模につきましても、消費者利益代表性の指標の一つとなり得るのではないか。その際、団体の会員数や活動地域の範囲等が指標と考えられるのではないか。

こういった論点に関する御意見でございますが、右側の部分、7ページでございます。訴権を行使する消費者団体について、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の3つの観点を基本に個別要件を設定していくということが合意事項でございます。

適格団体の要件の、団体の目的に関しましては、通常、消費者の保護を図る活動など、総括的な目的を記載することが多く、団体の目的に苦情相談等が掲げられていることとする必要はないという意見が多くございました。営利を目的とする団体は除外すべきという意見がございました。

活動実績に関しましては、苦情相談等を活動実績の重要な指標の一つとすべきとの意見、その一方、何らかの手段で苦情相談等の情報を収集し、それに基づき活動を行っている実績があることを要件とすべき等の意見がございました。

団体の規模に関しましては、消費者利益代表性の一つの指標となり得るとの意見がございました。一定数以上の会員を有することを要件とすることにつきましては、一定規模の要件を求めた方がよいという意見、その一方、会員数が少ないだけで適格団体から漏れるのは問題ではないかという意見がございました。団体の規模については、訴権行使基盤としてとらえるべきであり、一定の人数規模が必要との意見もございました。

このほか、資料にございますように、団体の規模に関する指標について、様々な御意見がございました。

次に 8 ページでございます。適格団体の要件の続きでございます。事業者等からの独立性、法人格の要否、人的基盤、財政基盤、組織運営体制、暴力団等の排除を論点として挙げております。

右側の部分でございます。事業者等からの独立性に関しましては、独立性を求めることは妥当との意見がございました。事業者等の範囲につきましては、多くの消費者団体は広い意味で経済活動と言える活動を行っている現状を踏まえると、営利目的の事業者などに限定するべきとの意見があった一方で、訴権を行使する消費者団体が事業活動を行っている、自らの事業に関連してライバル企業に対して訴訟を提起することが論理的に可能となり、問題であるという意見もございました。

法人格の要否でございますが、法人格を有することを要件とすべきとの意見が多く見られた一方、現状を踏まえると要件とすべきではないとの意見がございました。

次に、人的基盤、財政基盤でございますが、財政基盤を考慮するよりも人的基盤の方が大切なのではないかという御意見がございました。また、財政的な透明性が確保されていることが最低限必要との御意見がございました。組織運営体制でございますが、ガバナンスがきちんとしていることが必要、アカウンタビリティやディスクロージャーの充実など、適切なガバナンスが維持されていることが重要、透明性を確保することが重要等、訴権を行使する団体のガバナンスを重視する御意見がございました。

暴力団等の排除につきましては、明文で定めるべきとの意見がございました。

次に 10 ページでございます。適格要件への適合性判断に関しまして、まず主体につきまして、あらかじめ行政が判断する方法と、団体が個別に訴訟を提起することに裁判所が判断する方法が考えられるということ、また、方法につきまして、あらかじめ行政が判断する方法を検討する場合には、判断主体の裁量の範囲を極力小さくすべきとの観点と、団体の実体・実情に踏み込んで判断すべきとの観点を踏まえながら検討する必要があるのではないかとございます。事後的担保措置に関しまして、適合性を認められた団体であっても、適格性が事後的にも担保されるよう、一定の措置を講じる必要があるのではないかと論点でございます。

11 ページでございますが、判断主体に関しましては、行政があらかじめ判断することを基本とするということが合意事項となっております。あらかじめ行政が判断し、例外を認めるべきではないとする意見が多く見られた一方、裁判所が団体の適格要件該当性を判断する方法も併用すべきとの意見も見られました。あらかじめ判断する場合の主体につきましては、公平性・中立性を備えた団体であることが必要との意見がありました。

判断する方法につきましては、団体の実体・実情に踏み込んで判断すべきとの意見がございました。

事後的担保措置につきましては、行政が消費者団体を過度に監視することへの懸念が示された一

方、団体の適正なガバナンス等については、行政によるモニターが適しているとの御意見がございました。

適格要件に適合すると認められた場合でも、訴権の行使を制限する場合がありますかという論点でございますが、これに関しましては、団体が活動している地域と離れた地域で訴訟を提起することの取扱い、「専門店」的に活動している団体が専門以外の分野に関して提訴することの取扱い、訴訟において被告の事業者が当該団体は適格要件を失っていると主張した場合の取扱い等について、様々な御意見がございました。

次に 12 ページ、制度における訴訟手続の在り方でございますが、制度を有効・適切に運営するために、どのような措置が必要かという論点でございます。

まず、適格消費者団体相互の関係に関連しまして、既判力の範囲でございますが、現行、判決の効果は訴訟当事者にのみ及ぶのが原則とされておりますが、判決の実効性確保・濫訴防止等の観点から、一定の例外を設けるべきか。

次に、同時複数提訴の可否につきまして、複数の適格消費者団体が同一の事業者に対して、同一事案に関して、同時に訴訟を提起することを認めるべきか。

3 点目、請求の放棄、和解等の可否につきまして、現行、請求の放棄や和解等をなすことは当事者の意思に委ねられているが、一定の例外を設けるべきかということでございます。

13 ページでございますが、既判力の範囲につきましては、民事訴訟における原則どおり、訴訟当事者限りとすることが妥当との意見が多く見られました。原則どおりとするとしても、紛争の蒸し返しを防止するための措置を講ずる必要があるという意見がございました。

同時複数提訴の可否に関連いたしまして、これを認めることの弊害は現実にはあり得ないものとする意見が示された一方、何らかの措置が必要とする意見がございました。弊害への対処方法につきましては、ここに記載しておりますような様々な御意見がございました。

請求の放棄、和解等の可否に関連しましては、特段の措置を講ずる必要性はないとする意見が多く見られました。一方、裁判所の後見的関与が必要ではないかという意見もございました。

次に、14 ページでございます。差止判決の実効性確保についてでございます。判決の援用制度の導入に関しまして、既に消費者団体訴訟制度を導入している一部の国では、差止判決の実効性を高める制度、援用制度を設けており、我が国でもこのような制度を設けるべきかという論点でございます。

判決の周知・公表につきまして、差止判決の内容等を消費者に広く周知させる必要があるのではないか。そのための方法としてどのようなものを考えるかという論点でございます。

最後に、制度運営の円滑化について、事前交渉義務付けの可否に関して、事前交渉について法的義務と規定することが適切かという論点でございます。

管轄裁判所の決定につきまして、土地管轄につき制度の円滑な運用の視点から、明確に規定する

必要があるのではないかという論点でございます。

訴額の算定につきまして、原告団体が金銭的な利益を得るわけではないと考えられることから、訴額の算定について何らかの特則を設けるべきかということでございます。

右側の部分でございます。判決の援用制度の導入に関しましては、この制度の有用性を指摘する意見があった一方、その有用性に疑問を呈する意見がございました。

判決の周知・公表等につきましては、その方策についてここに記載しておりますように様々な御意見がございました。

事前交渉の義務付けの可否でございますが、法的な義務とすることについては消極的な意見が多く見られました。訴訟外で解決するための何らかの工夫を検討すべきという御意見もありました。

管轄裁判所の決定に関しましては、事業者の行為が行われた地を含めるべきであるとする意見が多く見られました。同時複数提訴による弊害への対処方法の一つとして、管轄は絞るべきとの意見や公益的な観点から特別管轄を設けるべきとの意見もございました。

訴額の算定につきましては、算定不能とするべきとの意見がございました。

参考資料といたしまして、論点整理で示された主な意見をまとめたものでございます。これは時間の関係上、説明を省略させていただきます。

なお、次回の検討会におきましては、本日は御紹介しておりませんが、適格消費者団体に対する支援の在り方について検討する予定となっております。

以上でございます。

山本委員長 審議経過につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

審議の現状につきまして、ここで私の考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。

ただいまの説明にありましたように、消費者団体訴訟制度を検討するに当たりましては、多くの論点がございます。一定の消費者団体が消費者全体の利益のために訴権を行使することを認めるということは、我が国の訴訟制度において全く新しいものであります。したがって、当然のことながら論点は広範に及びますし、それだけに議論に時間を要するものと思っております。検討委員会の委員の皆様には、大変精力的、かつ、建設的な御審議をいただいております、その結果、現時点までに制度の骨格のようなものが浮かびつつあると認識しております。

一方で、ただいまの資料の説明にもございましたように、意見が収束していない多くの個別論点が残っていることも事実であります。例えば、訴権の範囲に関して具体的にどのような行為を差止め対象とするのか、あるいは適格要件の在り方について、訴権を行使するにふさわしい団体という観点から適切な要件を設定すべきという考え方がある一方で、消費者団体の現状を踏まえて検討すべきという考え方も述べられております。

また、訴訟制度の在り方につきましては、適格要件の在り方等について、ある程度のコンセンサスが得られないと結論が得にくいという面がございます。

このように意見の対立する論点が残っておりますが、私といたしましては検討委員会の委員の皆様様の御協力を得て、更に議論を進め、年末までに制度の骨格を取りまとめるというところまで持っていきたいと考えております。

その上で、具体的な制度設計ということを考えますと、なお、詰めなければならない点がかかなりの程度残らざるを得ないと考えられます。そうした点につきましては、今後更に時間をかけて検討し、きちんと詰めるプロセスが必要ではないかと考えております。

以上、審議経過の報告並びに現在の審議状況についての私の認識を示させていただきました。

落合部会長 どうもありがとうございました。

山本委員長から今、委員会における検討の現段階における状況というものにつきまして御報告いただいたわけですが、私の理解するところでは2つ、委員長の御報告の中にあつたのではないかと思います。第1点は、年末の取りまとめは骨格的なものになるということ、第2点としては、その後も更なる検討が必要ではないか、その2点につきまして御発言があつたと理解しております。

そういたしますと、それらも踏まえまして、今後の審議のスケジュールにつきまして、事務局はどのようにお考えか御説明をお願いしたいと思います。

田口国民生活局長 今後の審議のスケジュールにつきましての御質問でございますが、事務局といたしましては、ただいまの山本委員長の御報告を踏まえまして、まず今後、年末までに検討委員会におきまして更に議論を深めていただきまして、制度の骨格を取りまとめていただきたいと考えております。

その上で、なお残る論点につきましては、年明け以降、検討委員会におきまして御審議をお願いしたいと思っております。今期の国生審の任期が来年7月に参りますことから、6月頃までに検討委員会において部会への最終報告の取りまとめをお願いしたいと思っております。この最終報告を踏まえまして、私どもといたしましては法制化作業に着手したいと考えております。パブリック・コメント等一連の手續に要する期間等を考えますと、再来年の通常国会への法案提出を目指して作業を進めていききたいと考えております。

以上でございます。

落合部会長 ただいま事務局から、年明け以降も更に検討委員会において審議を続けて、来年6月頃までに最終報告の取りまとめをお願いしたいというお話がございました。

それでは、事務局のお話、それから、当然のことながら委員長の御報告も踏まえて、検討委員会での審議経過あるいは今後の審議の進め方につきまして、御自由に御意見・御質問等をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

大村(多)委員 年末までに骨子を固めて、その骨子に基づいて改めて検討する、いろいろな詳細を固めるということの手續については賛成でございます。私はこの委員会に出ておりましたけれども、大変勉強になりましたが、正直申し上げまして各委員の出す要望とか意見というのは、お互

いに出しっ放しと申しますか、その間の調整とか調整の基軸は何であるべきかというようなことについて、突っ込んだ議論がまだなされていないのではないかと思います。特に、権利が帰属しない消費者団体が訴訟を起こすというのは、まさに新しい制度設計でございますが、これは憲法上の問題にも絡むという、そして、民事訴訟の基本骨格にも絡むという、大変重大な問題でございますので、このところについては、やはり多角的な検討というものを改めてする必要があるのではないかと思います。

その際に、もう一つの論点であるところの消費者被害の拡大防止という目的があるわけですが、この消費者被害の拡大防止というのは、多くの仕組みがあって、今、多角的にいろいろな観点から出されておって、この団体訴訟というのが、その中でどの部分の役割を担うかということについての議論が必ずしも十分なされていない。先に団体訴訟制度ありきとなってしまうと、ほかの現存の司法制度改革とか警察対応とか、そういう消費者団体の地道な現在における活動との中で、団体訴訟はとりあえず差止めということが決まったのであれば、この差止めで更に担っている具体的な、効果的な場面と申しますか、実情ということについて、やはりある程度コンセンサスを得て、その上で制度設計をする必要があるのではないかと思います。この種の議論は、まだ必ずしも十分になされていないという理解でございます。

それから、差止めという形で抽象的に一定の約款に対し、これは使ってはいけない、差し止めるという制度でございますが、こういうことになると、今まで裁判所というのは、特定の事実関係に沿って個別の勝ち負けを決めるということで裁判所の役割というのが規定されておって、実績も大変なものがあるわけですが、今後、想定されている制度がスタートしますと、裁判官の役割というのはこの分野に関しては相当変わるのではないかと。そうしますと、私としましては、当審議会では是非、実際に自分がこの種の差止めの具体的な損害とか具体的な不利益ということではなくて、抽象的な不利益ということに基づいて判決を出すためには、どういう審議をするんだと、どこがポイントだというようなことは是非、裁判官御自身の生の意見を聞きたいなという気持ちがあります。もし、事務局でそのような機会を提供していただければありがたいと思います。

そのようなことも含めて、更なる議論を深めるためにも骨格を固めて、その骨格に基づいて責任ある討議をしたいと思っておりますので、今の提案については全面的に賛成でございます。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

品川委員 1つは、今日の冒頭、委員長の今後の進め方についてのお考えと事務局の考え方を出されたわけですが、この点については、検討委員会の方では何らはっきりした話がされないままに現在まで来ているということが1つあると思うんです。消費者団体訴訟制度というのが日本の訴訟制度の中でも全く新しい仕組みであって、色々な角度、基本問題から詳細にわたるまで検討すべき事項がたくさんあるというのは、何もここに来て明らかになったことではなくて、検討の初

めからそのことはわかり切っていたことです。そういう経過のもとでこの検討委員会がスタートして、検討委員会の確認としては、年内までに何らか考え方のまとめをして、できれば来年の通常国会、必ずしも確認して進めたわけではないことは確かですけれども、来年ということも含み込んだうちの一つとして検討してきたという経過はあるのだと認識しております。

そういう点で言うと、検討委員会での経過抜きに、法案上程と再来年国会ということ突然にここで確認して進めるということについては、私としては遺憾に感じるところです。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

津武委員 消費者団体訴訟制度の導入がなぜ急がれていくのか。つまり、その背景と現状を考えたときには、やはりこの制度導入は私は急ぐべき、急がれるべきだと考えます。ですので、2006年の提出というのではなくて、できればやはり次期通常国会に向けて出すという取組みが必要ではないかと思えます。少なくともこの制度が棚に上がったときは、いわゆる一般消費者の感覚では、これは早急にでも法制化が実現するというふうに認識しているのではないかと思えますので、それを遅らせるということはちょっと問題があるのかなと思えます。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

高橋(伸)委員 私も、先ほど示されましたスケジュールに関しては異論がございます。この部会並びに検討委員会に課せられたミッションは何かということを改めて振り返ってみたいと思うのですが、平成15年5月に国生審の消費者政策部会報告で差止制度を早急に導入することが必要とされ、また、同年7月に消費者保護会議でも導入を決定しているわけですので、再来年の通常国会に法案提出で具体的な施行がいつになるかということを考えますと、我々に課されたミッションに対して、私も検討委員会の委員でございますが、怠慢だと言われても仕方がないなというような状況に追い込まれつつあると思えます。検討委員会としましては、あと3回検討の場を残しているわけですし、委員としましては第1回に差止訴訟に絞るということを決めて、更に8月13日というお盆の最中にも検討をしております。そのときにもかなりの委員の総意として、来年の通常国会に上げたいということがあって、私も具体的にそこで要望させていただいているわけなんですけれども、スケジュールに関しては会議の熟度を見てというお話でした。その「熟度」というのがどの辺にあるのかというのが委員としても全くわからないまま進められてきて、ここにきて熟していないというふうに多分おっしゃっているのだと思うんですが、そうであれば、その議論の熟度が、これまでの7回、当初、事務局が熟すレベルとして想定したものとどのように違うのか、どこに問題があったかということに関してもお答えいただきたいと思えます。

以上でございます。

落合部会長 ありがとうございます。

大河内委員 スケジュールについてなんですけれども、私も検討委員会に参加してまして、色々な論点が出ているなというのは感じておりますが、全体に年末取りまとめということが全体に合意

されていたのではないかということと、実は今、問題になっているスケジュールを、引き続き年末以降も続けていくというようなことを先週の金曜日に私も初めて聞きまして、それでは、今までせっかく話してきたことも、少し前提が崩れてしまうのではないだろうか。いろいろな意味で、この制度を急いでつくるということを前提に、私たちは差止請求権に限定しても仕方がないかなとか、色々なもっと入れてほしいことも、そのところで止めて急ごうというふうに思ってこの検討会に出ておりましたので、急にまだあと半年ぐらい延びてしまうと言われても、何となく納得がいかないというふうに思います。なぜ検討委員会が設置されたのか、その設置の経緯などを資料にもきちんと書いてありますけれども、そういうことから言っても、なぜそんなに延びるのか。延びるのであれば、また、そこにに入れてほしい色々な意見が増えていって、まとまるというようなこともなかなかないのではないかと私も思いますけれども。

落合部会長 ありがとうございます。

長田委員 今ずっと委員会の方に出ていらっしゃる委員の皆様からの御意見が続いていたと思いますが、私もこの7回のうちの5回を傍聴させていただいております。まず、その感想といたしましては、非常に皆さん積極的に色々な意見をおっしゃって、密の濃い議論をなさっていたと思うんです。大村委員の方から一つ一つの確認ができていないというお話があったわけですが、方向性としては確認できているような部分も、今回、四角い枠がついていないにしても、ほぼ同意できている部分もまだまだあると思うんですね。ですから、ここここがきちんと確認できれば次期通常国会に上程できないんだというものが、もうちょっと明確に次の委員会で出されれば、皆さんもっと色々な意見をおっしゃって、合意ができる部分も幾つもあるのではないかと傍聴した者としては思っております。

まだあと3回残っているということですので、極力の努力をしていただいて、どこが論点なのかを明確に出していただくということが必要なのではないかと本当に思いますので、是非、次期通常国会の上程を目指して頑張りたいと思います。

原委員 私も部会の委員ということで、検討会を是非傍聴をと思っておりましたけれども、当初だけの傍聴になってしまいましたが、その都度、議事録も送っていただきまして拝見させていただいておりました。私自身としては、検討会の委員の方々が大変熱心な議論を重ねておられて、密度の高い、内容のある検討が進められてきていたと思っております。熟度の話が出ましたけれども、私としてはほぼ収れんするのではないかというふうな感じで見えておりましたので、年明けの通常国会に上程されるものと思っておりましたので、ここに来てそれが延長されるというのが冒頭、結論めいた形で出されましたけれども、是非、次期通常国会を目指していただきたいと思っております。

これまでの検討については、既に去年5月の部会報告に盛り込まれていますが、その前の段階でも研究会というのを設けていたわけですし、研究会もやり、それから、前期までの部会報告にも盛り込まれ、それから、学者を中心に法案化を念頭に置いた検討が進められてきたというところで、

私としてはここで収れんをするというのでしょうか、決断の時なのだろうと思っております。

問題は、その訴権の範囲と適格団体というところにあるのだと思うんですが、訴権の範囲については差止めに限って検討を進めようというところである程度の合意ができておりますし、それから、適格団体についてなのですが、これも消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除というところで異論があるわけではありませんので、私としてはこれで何か大きな食い違いがあるような感じはしておりません。既に、適格団体についてはNPO法ですとか、それから、今回国会に上程されておりますADR法でも、この適格団体、適格性ということについては検討を随分重ねておまして、こちらからの検討の成果というものも利用できるのではないかと思いますし、よく言われる人数要件という話がありますが、100か1,000か1万が妥当かということですが、私は人数要件というのは一つのメルクマールにすぎなくて、決定的に重要な要件とは思っておりませんで、一体どこが適格団体かという判断をする主体、また別途設けられると思いますけれども、そちらに任せてもいいのではないかと考えております。私自身としては、「21世紀型の消費者政策の在り方」の中で消費者基本法の制定、公益通報者保護法と、それから、消費者団体に団体訴権を付与するというのは三本柱で進んできたと思っておりますので、この団体訴権の付与だけが少し遅れて次期通常国会に提出をするというような認識でありましたので、是非まだ検討会も年末にまでに3回も予定されているということでありまして、最終的には1月、2月の段階で法案の姿が固まればいいと思っておりますので精力的な検討を、検討会も、それから部会もお手伝いしたいと思っておりますので、進めたいと思っております。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。

石戸谷委員 資料をお配りいただいて、直前で事務局には大変御迷惑をお掛けしまして失礼いたしました。様子がわかったのが金曜日だったものですから、それから作りしましたので。「消費者団体訴訟制度についての意見」ということで配布させていただいております。

意見の中身としては、今まで出てきた多くの意見と同じでして、この問題は今突如として始まったわけではなくて、21世紀型消費者政策の在り方についてというところで、研究会をつくってずっとやってきまして、21世紀型というのがまとめられて、議論の蓄積と経過があるわけですね。全然それを無視して、ゼロからまた改めて議論するというやり方というのはおかしいのではないかと思いますし、検討委員会の方の議事録などを見ても、そんなに対立していたのかなと、順調に進んでいるのではないかという感じで見えていましたので、非常にびっくりしております。

それと、まだ意見の収れんができない部分という御指摘がありましたけれども、委員長の方から御説明がありましたところで、訴権の範囲と適格団体とこの2つのことかなと理解しましたが、その2つについて半年ぐらいかけてやるような問題であるのかということがあります。もっとも早期の導入のためにどういう考え方であるのかというのがないと説得力がないということで、この意見

書の第2の部分は各論点の早期導入ならこうだろうというものをまとめてあります。それについては、見ていただければわかる話ですのでここでは申しませんが、そんなことで、それぞれの論点がそんなに収れんが難しいというのではなくて、訴権の範囲と適格団体ということであるとすると、それはこれからまとめるのも十分可能だというふうに思われますし、今度の臨時国会の代表質問でも、自民党を代表して武部幹事長が自ら、一層の消費者政策が必要ではないかということで団体訴権を取り上げて代表質問をやっているわけですね。小泉首相からも導入したいと、消費者政策を一層充実強化していきたいと答弁しておりまして、今までの検討の経過に加えて、政治レベルにおいても導入しようという強い意向が働いておりまして、何も1年先延ばしすることはない。訴権の範囲と適格団体という問題であるとすると、残った年末までの期間で十分取りまとめは可能だと考えられますので、委員の皆さんは大変だと思いますけれども、先ほど来意見を聞いていますと、大変であってもまとめ切りたいという意見の方が圧倒的に高いと思いますので、是非、次期通常国会の方に出すということで進めていただきたいと思います。

落合部会長 ありがとうございます。他にございますか。

島田委員 今まで検討委員会で議論がされた皆さんの御苦勞に感謝申し上げます。私は傍聴はしていませんでしたが、少なくとも今日こちらで御報告いただきました内容を見まして、まだまだ議論が尽くされていない部分があると感じました。いわゆる検討事項が明らかになったというレベルではないかと思います。先ほど、ほとんどまとまるのではないかとおっしゃっていましたが、実際に個別の論点に関しては、これからだと思いますので、本当にそうなのか不安に思っています。いずれにしても、これは最初にもお話がありましたように、非常に重要な法案ですし、これからの消費者法に関してかなり波及を及ぼすものだと思いますので、やはり十分な議論を尽くしていただきたいと思います。まず時期ありきでもないと思いますし、また、これは審議会のものでも、学者のものでも、消費者団体のものでもなくて、あくまでも国民のためのものであるということ、そして今、司法制度改革も国民が訴訟しやすくするために進めているはずで、その辺を踏まえて議論は十分に尽くしたいと思っております。

落合部会長 ありがとうございます。他に御意見はございますか。

大村(多)委員 先ほど山本委員長の方から訴権の範囲と適格団体と訴訟制度の在り方と、この3つがペンディングマターであるという整理をされたんですが、実は私も全く同感でございまして、この3つは実は全部絡んでいるのではないかと感じております。特に、議論しているいろいろ要望とか指摘はされたんですが、適格団体の在り方に関しましては、私も審議会にいましたけれども、事実上日本に1つしかない。すなわち、複数あっても1つの上位団体が全部コーディネートして、団体同士で矛盾のある行動はそれほど起きないということがちゃんと議論されるような形で適格団体が収まるのか、それとも、審議会の委員の皆さん多数の方がおっしゃっていた、多数のNPO法人を含めて、いろいろなブティック型の団体も含めて、広く適格団体になる道を開けということなの

か、一体どちらなんですかと。もし、多数の委員の意見であるブティック型も含めて、何千という団体がもし適格団体になれるんだということになりますと、最後の訴訟制度の在り方ということに、これはもう待ったなしで、既判力はバラバラでいいんです、その団体だけでいいですということにはならないわけですね。というのは、1つの団体の訴訟が終わったら、全く同じ理由でまた別の団体に来るということを経験から制度設計上可能としているというようなことについては、突き詰めた議論をどこで決着するんですか、どちらを選ぶんですかと。訴訟制度で既判力の壁を超えて、複数提訴とか、それから、紛争の蒸し返しはないということを徹底的に議論して、そのこのところについて国民全体として納得できる訴訟制度を抜本的に変えて、その上で複数団体自由に、色々な団体が手を挙げたら資格が与えられるというふうにするのか、いや、そうではないんですと、やはり英国型のように事実上1つとか、ドイツのように国の資金を使って、国家がそういう消費者団体訴訟について全部管理しますと通知して、事実上コーディネートするとか。そうしますと、今度消費者団体の方は、政府の介入はなるべく排除したいとおっしゃるわけですね。この辺のところについて正直言って、いいとこ取りと申しますか、単に要求しただけで、制度として結論、軸足をどこにするのか。複数の事業者団体が活躍することをきちんと取り込むというのだったら、この訴訟制度の在り方というのは半年ではとても足りない、明治以来と申しますか、100年単位の民事訴訟の骨格に踏み込んだ議論をしなければいけません。訴権の範囲も差止めの対象として勧誘方法についても対象とするということになれば、これをまた憲法上の営業活動の自由に、真っ向から対立する局面も十分あり得るわけですから、それを裁判官が抽象的に、個別事件から離れてどうやって裁くんだということについても、裁判所の意見もお聞きしていないし、やはり訴訟制度の在り方という最後のところについて、まだ本当に専門的な議論をしていないし、する方向に持っていくかどうかということも議論されていない。次回の委員会でお話があるということなんです、消費者団体に対する支援、国からの支援、援助、資金の問題も絡みます。資金が出たからには必ずコントロールされるということですから、その辺のどちらの方向で行くんだということも含めて、まだまだこの制度の根幹、どちらを向くかということを決めていないのではないかと。したがって、これらを年末までに決めて、方向感まで決めるといいますか、暫定的に決めて、その前提で訴訟制度を議論するというのが必要かと思っています。

以上です。

落合部会長 ありがとうございました。

三木委員 この消費者団体訴訟制度をこれから検討するに当たって、最大の論点になるのは、恐らく適格団体の要件の部分だろうと思います。現在まで要件としてどういう項目が考えられるかという点については、ある程度議論がされてきているんですけども、これを実際に我が国に存在する消費者団体に当てはめた場合にどうなるかという、各論的な議論というのはまだ全然されていないわけです。しかし、このこのところは制度設計において非常に大事でして、今のところその消費者

団体訴訟制度を導入するという方向性は、ほとんどの意見が同一方向に向かっているわけですが、これが適格要件の当てはめについて各論の話になりますと、総論賛成、各論反対のような事態が生じてくる可能性が大いにあると思っております。これは消費者団体相互間でも意見が対立することがあり得まじょうし、そこをちょっとどのくらい時間がかかるのかということを考えないと、スケジュールというものもなかなか考えられないと思います。

先ほど来、何人かの委員の方もおっしゃいましたし、山本委員長もおっしゃいましたけれども、団体訴訟制度としての制度設計と適格団体は相互に密接にリンクしておりまして、適格団体のイメージが固まらなないと訴訟制度の骨格で決められない部分というのが幾つかあると思います。それは、抽象的に適格団体を審査する際の要件を並べていくだけではなかなか難しく、実際に我が国に存在する団体をイメージしながら当てはめて考えていかないと、なかなかわからないということがあります。先ほどから、どのくらいの数の団体が認定されるかによって違ってくるという御意見がありました。先ほどから、それですし、それだけではなくて、この法律の背後を支える諸条件、例えば、実際に認定される団体というのが消費者一般とどういう形につながっているのか、あるいは消費者から見て団体の活動というものにどの程度の透明性があるのか、消費者がその団体というものを自らの代表として考えられるような団体であるのかどうかというようなことまで考えていかないと、なかなか制度のイメージは得られないということがあります。

したがって、これが2005年の国会か2006年かというのは、なかなか抽象的にはわかりませんが、審議の状況を見ないといけないということで、十分に議論が詰まれば早いにこしたことはないでしょうけれども、現段階で2005年に必ずなるかどうかというのはよくわからないという点は、事務局のおっしゃる点も十分理解できると考えております。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

鶴田委員 委員会に参加しておりませんから、どういう議論があったかの詳細は存じておりませんが、今この場で御意見を承っていて、委員長は今年末に骨格をお作りになると。積み切れないものは来年6月ごろを目指してお作りになるということは、委員長の御認識としては、まだ詰めるべき論点がたくさんあるという御認識だと思えますね。反面こちらの方に座っている委員の方々は、あと3回あるんだから論点は詰められるよということをおっしゃっておられるわけですが、私は議論を聞いていて中身に関して、この論点についてはこう考えるというような議論が今のところ余り出ていないなという印象があるんです。確かに、訴権の範囲とか適格団体をどうするかという非常に大きな問題がまだ詰まっていないということと、それは大丈夫だよという両方の意見があるわけですね。

ただ、ここに書かれている個別の論点について、それぞれの委員がどういう御意見なのかを承らないと何とも言えないというのが率直なところでございまして、例えば、私が考えてみて適格団体をどう絞るかといった場合、私の中にもイメージはありますけれども、それで果たしていいのか

どうかというところを委員の方はどう考えているのか、ちょっと御意見を承りたいんです。

例えば、規模の大小についてというところがありますが、私は規模の大小というのは余り関係ないと思うわけです。むしろ、小さくても実質的な活動をしているところがあるならば、それはそれで十分適格団体になり得るのではないかと思います。

それから、法人格について言えば、これは絶対に法人格を持つべきだなという気がいたしました。というのは、その裏側に何があるかといいますと、やはり事業者から見ると濫用されては困るというのがあると思うんです。したがって、任意団体ではなくて、やはりきちりとした団体であるということが私は必要だなと思います。

そして、ガバナンスというのも極めて重要であって、確かに現在、消費者苦情が多数寄せられていることは事実でございますけれども、どこの団体でもかなり適格団体の要件が緩くなるよりは、やはり組織としてガバナンスがきちりしているということが私は必要不可欠だと思うわけです。

それ以上に、確かに今、新しいサービス分野のところでもかなり消費者の苦情が出ておりますけれども、事業者から見た場合、やはり自分の事業に対してやたらに訴訟されたのでは事業が成り立たないということもあり得ると思うんですね。特に、訴訟、裁判事態になりますと、事業者の活動の根幹に影響を与える場合もあり得るわけですから、その場合、濫用防止のために、例えば事前交渉をどうするのかということを考えていくと、私自身のイメージではこうなるのだろうと思うけれども、個々の委員の方々に、これは年末までにまとまるとおっしゃる方がどうお考えになっているのかということをお伺いしたいという気がするわけです。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。

原委員 時間の長さで、それから、論点の整理なのだと思うんですけれども、団体訴権については司法制度改革の中でも必要性というのは述べられていたところです。

それから、消費者団体も7月か8月の段階で精力的に検討を重ねて、全国消費者団体連絡会から一応、消費者団体が望むべき、現段階での提案というものもまとめられているというところです。

それから、適格性が非常にこの問題では論点になるだろうということは、99年に宮沢健二先生が書かれた論文の中にも既に触れられていて、私としてはかなり考え方というのは詰められてきているのではないかと感じておまして、今、鶴田委員がおっしゃられた適格団体の要件のところの目的、活動実績、団体の規模、独立性、法人格の要否、人的基盤、財政規範、暴力団排除、特に私と鶴田委員とですごく相違があるというような感じも持ちえませんが、やはり論点を絞って集中的に検討を、この2か月ぐらい積み重ねてみるというところで、年明けの国会、滑り込みで間に合うのではないかと考えています。

それで、三木委員と私とは司法制度改革のADR検討会で御一緒しておまして、この辺りは大変苦労したところではあるんですけれども、実際には認証制を取るというところで、一応、適格性

というのを判断する。それから、最終的には裁判というところもありますので、私としては考え方としては、確かにいろいろな方法はあるけれども収れんできると考えております。

以上です。

落合部会長 ほかにご意見のある委員。

島田委員 今回の適格団体の件ですけれども、認証性というお話も出ました。NPO法においても認証でやっておりますが、そのNPO法の団体とこれとは全く性格が違うと思います。明らかにNPO法の場合は市民活動の自由を確保するためにできたものです。税制とかそういう策もまだありません。少なくとも自由に活動ができて、ガバナンスを明確にし、情報開示を国民にできるようにするための制度であって、今回の消費者団体の適格性に求められるものとは全く異なる性格だと思っております。

そういうふうを考えますと、消費者団体の適格性をどういうふうに規定するのか、どこまで後の裁判にも混乱を来たさないようにするよう考えるべきだと思います。後で裁判すればいいではないかということではいけないと思っております。

原委員 誤解があるといけないので一言だけですけれども、適格性については確かに今おっしゃられるようなところがありますが、既にNPO法の検討の過程とか、それから、ADR法で検討した過程とかで参考になる意見が多数あるということの意味です。すみません。

落合部会長 ほかに、まだ御発言のない委員の方で御意見ございますでしょうか。

古川委員 余り積極的に申し上げる立場ではないんですが、資料等を見て、また今日の説明等を聞いていますと、やはりまだ調整すべきことがいろいろあるということはよくわかりました。しかしながら、団体訴権については随分以前から問題になっており、今回も差止訴訟に絞っておやりになるので、スピーディに事が運ぶと期待しておったわけですけれども、今お話のとおり、いろいろ残っていると。残っているところが制度設計に大きく影響するとなると、そこはやはり慎重にやっていたかかないと、この後制度を運用したりするときに一番かかわりを持つ立場から言うと、やや心配がございます。

そういう意味で、今ここで先延ばししなければいけないと決める必要があるか、その辺がよくわからないんですが、信頼申し上げます山本委員長長の御認識がそういうことであるとすると、これは急いで取りまとめるのが難しいのかなという感想を持ったのが率直なところです。できれば早くまとめていただきたいんですが、直接の当事者ではないものですから、それ以上無理な願いをするのも心苦しいところがございますけれども、制度設計がきちんとできるところまで果たして詰め切れるか、その点を心配しております。

落合部会長 ありがとうございます。

鶴田委員 先ほど私が、この事務局の提案に対してどう考えるかということは申し上げませんでしたけれども、この消費者団体訴訟制度というのは、かなり画期的な制度だと私は思います。また

現在の状況を見たら、なるべく早くこの制度が立ち上がった方がいいだろうと思います。ただ、今日いただいたペーパーを見ていますと、コンセンサスが得られたところは四角で囲んであるとおっしゃいましたが、それ以外のところはかなり細かい論点がたくさんございますね。それを結局詰められる、詰められないという議論をしていますが、私は余り生産的だとは思いませんけれども、ただ、やはりこの制度というものを動かしていく場合に万全を期さなければいけないということは事実だろうと思います。拙速に処理して、後でいろいろな問題が起こるとするのは十分ではないし、多分、委員長はそういうこともお考えになって、先ほど一つのスケジュールの御提案があったのだろうと思います。

私もいろいろな制度に関係いたしましたけれども、例えば、来年の通常国会に出すとしたら、技術的に考えると既にもう法制化作業に入っていなければいけない時期だろうと思います。これは骨格を決めて、細目を決めて、パブコメに付して、それから法制化に入っていくというスケジュールを考えたら、とてもではないけれども来年には間に合わないだろうと思っておりました。むしろやはり、骨格を今年中に決めるというのがまず非常に大事でございますけれども、それで骨格を決めた後、細目をきっちり論点を詰めていって、そして、一般の方々にパブコメに付して御意見をいただいて、それからということを考えたら、私はやはり常識的に考えて、再来年の通常国会に掛けられれば最高ではないかと思います。むしろ、拙速に走って不十分な制度でスタートするのは、私は賛成しかねるという印象でございます。

落合部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見がなければ、委員長の方から御発言を求められていますので、どうぞ。

山本委員長 いろいろ御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。御確認したいのは、検討委員会の報告書は、コンセンサスを得られたところでまとめるということでありまして、各委員の意見を羅列するというものでは当然ないわけですね。最初から論点が多いことはわかっていたではないかということですが、やってみないとコンセンサスがどの時点で得られるかわからないわけです。ですから、事務局も私からもいつまでに法制化するなどということは決して申し上げなかったはずであります。

本日の御意見は、悲観派と楽観派の意見がスケジュール的に見事に分裂いたしましたが、私はその中間みたいな感じで考えております。楽観派の方は、こんなものは3か月で簡単にできるではないかということですが、総論のところでもまとめて、あと各論は官僚の皆さんに丸投げするのか、それがよるのかと。必ずしもそれは適切ではないのではないかと。

それから、悲観派の方のお話を伺いますと、あと数年掛かりそうな感じもするわけですが、それは幾ら何でも長過ぎる。やはりあと半年ぐらい、私どもの任期の中において何とかまとめられるのではないかと、そのような感触を持っております。

したがって、それぞれ皆さんいろいろなバックグラウンドをお持ちでございますけれども、

何とか日本にとっては新しいこの制度を、広いコンセンサスペースで円滑に立ち上げるという観点から、先ほどの私及び事務局の提案を御承認いただければ大変ありがたいと考えております。

落合部会長 そういたしますと、今の委員長の御発言、それから、この部会における各委員の御発言等を総合して、次のようにまとめたらどうかということでもありますけれども、第1点としては、本日部会の委員の方々からいただいた御意見というものを踏まえて、鋭意、年末まで制度の骨格を取りまとめるという作業を進めていただくと。

それから、第2点としては、我が国初めての制度が円滑に機能していくための骨格以外の残された論点というものにつきましても、なお十分な検討をしていただく必要があるのではないかとということで、年明け以降も引き続き検討を進めていただき、今期の当審議会の任期が切れる7月でありますけれども、来年6月ごろまでに最終報告というものを取りまとめていただくということで是非、いろいろ意見が対立していることは十分私も承知しておりますが、そのようなところで御了承をお願いしたいと思います。

それでは、そのように進めるということで今後、山本委員長、どうかよろしく願いいたします。

原委員 1点確認なんですけれども、通常国会ばかり念頭にありますが、来年秋の臨時国会というような選択肢もあるわけですか。

落合部会長 その点、事務局どうですか。

田口国民生活局長 臨時国会につきましては、必ず開かれるという性格のものではないわけです。それを前提に我々が作業を進めるというのは、なかなか困難かと思えます。

それから、6月に最終報告をまとめて、仮に臨時国会が開かれるとしたら秋かと思えますが、秋迄に法制化をした上で提出するというのは、法制化の日程としては極めて難しいと考えております。

落合部会長 ということで、それでは、もう一つ重要なテーマが残されておりますので、その次の第2の議題の方に移らせていただきたいと思います。

「消費者基本計画における戦略的課題と最重点事項」についての御検討ということですが、この点につきまして、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

服部消費者企画課長 お手元の資料2に基づきまして、御説明させていただきます。

前回の部会での御議論、特に計画について戦略性を持たせることが重要ではないか等の御指摘。また、計画に関しまして、委員の皆様から御意見をいただきました。その中には具体的な施策というものもございましたし、重点化の重要性をお示ししていただいたものもございました。この資料は、そういったご指摘やご意見を踏まえたものであり、今後、計画を具体化していく上での基本としたいと考えているものでもあります。

まず、1ページ目でございます。「消費者基本計画における戦略的課題」についての考え方でございます。御案内のとおり消費者基本法では、消費者を従来のように保護されるものとしてとらえるのではなく、権利を有する主体ととらえ、消費者政策の基本につきましては、消費者の権利の尊重

とその自立の支援とすることを定めております。今回の消費者基本計画については、法律成立後初めての策定であり、消費者の権利の確立とその自立に向けた基盤整備を重要な柱とすることが適当ではないかと考えております。

具体的には、以下の課題に取り組んでいくことが必要であります。まず1点目、消費者の安全・安心確保のための仕組みの構築でございます。生命、身体、健康等に関する消費者安全ということを中心とするものでございまして、危険な商品、サービスの市場からの排除等々を挙げております。

第2点目、消費者の自立に向けた基盤づくりでございます。消費者・事業者間の市場ルールの整備、消費者教育推進のための土台の構築といったものを挙げております。

3番目、緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応ということで、悪質事業者の監視・取締り等を挙げております。

次のページでございます。「戦略的課題に取り組んでいく上での最重点事項」ということで、ここでは最重点課題と、それから、時間軸をお示しさせていただいております。

課題1につきましての最重点事項でございますが、リコール制度の強化・拡充、特に食の分野につきまして、安全・安心分野におけるトレーサビリティシステムの利用促進、また、リスクコミュニケーションへの消費者の参加の促進というものを挙げております。また、苦情相談情報を活用した消費者トラブルの防止ということも記載させていただいております。

最重点事項の2点目の課題に関しましては、分野横断的・包括的な視点に立った取引ルール作りであります。先ほど御議論いただきました消費者団体訴訟制度の導入、また、消費生活センターと学校教育の連携等を通じた消費者教育の推進を挙げております。

3番目の課題、これはその時々で内容も変わってくるかと考えますが、現時点におきましては、架空請求・不当請求の排除、外国為替証拠金取引の適正化を挙げさせていただいております。

こうしたことに取り組んでいくということを通じまして、消費者が新しい仕組み、ルールを本格的に活用していく更なるステップの段階につなげていくという案になっております。

3ページ目以降、個々の最重点事項につきまして、御紹介させていただきます。

まずは、1点目の「リコール制度の強化・拡充」についてご説明させていただきます。左側は現状になりますが、悪質な自動車リコール隠し問題等、自動車のリコール業務の運用体制の見直しが必要になっている。製品一般の事故の増加、事故隠しによる被害の拡大も見られる。リコール情報の周知というものは必ずしも十分ではないということで、課題といたしまして、リコール制度の実効性確保を挙げております。

右側に具体的施策、これは方向性になりますが、自動車のリコールにかかわる不正行為の再発防止対策といたしまして、情報収集体制、監査体制、技術的検証体制の強化というものが重要であると考えております。

2点目、製品によって人の生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に、事業者から行

政に対し報告させる仕組みを充実させる等、製品の危害・危険情報の事業者から行政への情報提供措置についての検討でございます。

3点目、リコール情報を的確に消費者に伝える仕組みの構築ということで、ここではポータルサイト、また、社告等の在り方についての検討ということを挙げております。

次に4ページでございます。「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティシステムの利用促進」ということで、現在の、BSEや食品の偽装表示事件などの発生、食品の生産流通履歴に関する消費者の関心の高まりを挙げております。食品のトレーサビリティを普及させるということにつきましては、6割近くの人々が重要だと思っているというような調査結果もございます。

消費者に提供する安全・安心情報、農薬の使用履歴等の充実による生産者と消費者との顔の見える関係作り、川上から川下に至る幅広い関係者の参画によるシステムそのものの普及、また、システム導入のコストダウンというものが課題でございます。

具体的施策、方向性でございますが、1点目、最先端の情報処理技術の活用によるトレーサビリティシステムの普及促進ということで、リスク管理の強化、情報の記録等の自動化・簡便化、消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実といったことをIT技術を活用して推進していくということと、食の安全・安心システムの開発を関係省庁の連携により推進ということでございます。

それから、生産履歴を明らかにする生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大ということもございます。既に牛肉及び豚肉につきましては制定済みでございますが、農産物全般に係る規格づくりを検討してまいります。

それから、牛肉トレーサビリティ法の確実な実施ということで、本年12月から小売店等流通段階における牛肉への個体識別番号の表示等が実施されますが、これを確実に推進・実施していくということでございます。

次に5ページ「リスクコミュニケーションへの参加促進」でございます。食の安全の分野を始めとして、リスク分析手法の導入に伴うリスクコミュニケーションが実施されております。消費者の関心も高まっていると認識しております。

課題といたしましては、消費者へのリスクコミュニケーションへの幅広い浸透ということでございまして、具体的施策の方向性としては、コミュニケーション手法の消費者の視点による検証・評価、また、欧米諸国等で開発された最新の手法や事例についての調査を挙げております。

また、消費者の関心を踏まえたリスク評価及びリスクコミュニケーションの実施ということも方向性として挙げさせていただいております。

次に6ページでございます。「苦情相談情報を活用した消費者トラブルの防止」ということでございます。現状の消費者トラブルの急増、その内容の複雑化・高度化、これは様々な方面で御指摘されているとおりでございます。

課題といたしましては、国民生活センターと関係行政機関との緊密な情報交換等による消費者ト

ラブルへの迅速な対応。また、消費生活センターにおきましても、専門的知見を有する民間ADR機関との適切な役割分担をしていくということ。それから、消費生活センターにおける相談員の業務効率化や資質の向上も課題として挙げられると考えております。更に、国際的な消費者トラブルへの対応を強化するという事も課題であると考えております。

それぞれに関連しました方向性でございますが、国民生活センターと関係行政機関との連携を強化、消費生活センターと民間ADRとの連携の在り方についての検討。消費生活センターの相談業務に関しましては、IT活用による効率化・高度化、また、国民生活センターによる支援、相談員の研修の充実も重要であると考えております。更に、国際的な消費者トラブルに関する国内外関係機関相互の情報交換を強化してまいります。

次に7ページ、「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」でございます。現状、消費者取引に関するトラブルが急増しております。従来、各個別の取引分野において、それぞれ必要規制を措置しているため、新たに発生したトラブルへの迅速な対応が困難であります。

そのため、課題として、トラブルを効果的に解消するため、分野横断的・包括的な視点に立って取引ルールを整備するということであり、トラブルが発生しやすい取引分野においても、それぞれの特性を踏まえた共通的なルールを整備、ということでございます。

方向性でございますが、消費者取引におけるルールといたしまして、情報提供義務や勧誘の在り方、不招請勧誘に対する規制、消費者の知識等の特性の考慮等について幅広く検討するというところでございます。

各分野におけるルールについて、まず金融分野でございますが、幅広い投資サービスについて、機能別・横断的な消費者保護の枠組みである投資サービス法制に向けて検討するというところでございます。

信用分野について、消費者信用における諸問題について、消費者信用全体から見た幅広い検討を行うということでございます。

IT関連分野について、迷惑メール対策を始め、インターネット取引に対応した利用者保護ルールの在り方等について検討するということを挙げさせていただいております。

次に8ページ、「消費者団体訴訟制度の導入」でございます。現状においては、消費者被害が発生した場合、個人が訴訟により救済を求めることは困難であること、消費者団体による消費生活の安定向上を図るための活動への期待が高まっていること、また、消費者被害の特徴としては、同種の被害が多数の者に及ぶことが多いことにかんがみ、課題として、取引の適正化を図るルールの実効性の確保、消費者団体の自主的な活動の促進、消費者被害の発生未然・拡大防止を挙げております。

具体的施策、方向性としましては、消費者団体が消費者全体の利益のために訴訟を提起することができる制度の構築を挙げております。

上記の制度により、不当な勧誘や不当な契約条項の使用等の防止を挙げております。

9 ページ「消費生活センターと学校教育の連携等を通じた消費者教育の推進」でございます。現状、学校教育や社会教育の現場では、消費者教育に関する情報や教材が不足しているということ。消費者問題の多様化・複雑化により、学生や高齢者等の消費者被害も拡大しているということでございます。

課題としましては、消費生活センターと学校や社会教育施設、公民館等の連携による消費者教育の推進ということでございます。また、消費者教育の担い手に対する支援の充実も挙げております。

方向性でございますが、消費生活センターにおける消費者教育専門家、いわゆる「届ける」タイプの消費者教育の担い手の育成を支援するということで、研修、OJTの実施、助言の実施等を挙げております。

また、消費生活センターと教育委員会等の連携による消費者教育の推進ということで、学校や社会教育施設における消費者教育専門家等の活用を挙げております。

消費者教育に関するインフラ整備といたしまして、教材、パンフレット、指導書等の作成、また情報を集約したポータルサイトの構築を挙げております。

10 ページ、「架空請求・不当請求の排除」でございますが、現状、消費者からの苦情相談が著しく増加し、社会問題に発展しているということでございます。対策拡充・強化が必要ということで、本年9月、消費者政策会議におきまして対応策を決定したところでございます。

課題といたしまして、対応策の推進及びフォローアップ。新しいタイプの架空請求・不当請求への対応。被害者の中で、20歳代以下が全体の30%というような統計もございまして、子どものトラブルへの対応というものを挙げております。

具体的施策、方向性でございますが、携帯電話の犯罪利用、預金口座の不正利用、それぞれの防止、警察当局による取締りを挙げております。

また、広報・啓発につきまして、ポスターやリーフレット、児童生徒に対する重点的な広報・啓発等々を挙げております。

次に11ページ、最後の項目でございます「外国為替証拠金取引の適正化」でございます。現状、金融商品に関する相談が増加しており、中でも、外国為替証拠金取引を巡るトラブル、苦情が急増しているということでございます。この取引は非常に高リスクで知識や経験の十分でない消費者にとっては不向きであります。

課題としまして、消費者に対する取引に当たってのリスク等の周知、取引に際しての業者による重要事項説明、不適切な勧誘禁止等の徹底、監督官庁による取引業者の指導・監督を挙げております。

方向性として、広報・啓発活動の充実、適切な勧誘ルールの設定、監督官庁による指導・監督を挙げております。

最後のページでございますが、検証・評価・監視でございます。この計画に盛り込まれました具体的施策の進捗状況につきまして、検証・評価・監視を適格に実施するということが重要ではないかと考えておりました、消費者政策会議は毎年、消費者基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につき、検証・評価・監視を行い、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行ってまいります。

また、新たな消費者問題の発生に際しては、計画を踏まえつつ、迅速かつ的確な対応を図るため、会議を機動的に開催し、迅速に有効な施策を検討・実施すると記しております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

落合部会長 ありがとうございました。

消費者基本計画、これは単なる項目の羅列では好ましくなく、メリハリのある形で戦略的に目標を立て、そして、その中で重点項目をどういうふうにもリストアップしていくのかという点が非常に重要であるというのが、今までの部会での御議論を踏まえた方向であり、そういう方向に立った形での案として、資料2の、今、御説明があったような内容が出ているわけですが、これにつきまして是非、今後の我が国の消費者政策に基本を定めるという重要な問題でありますので、自由に御意見をお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

長田委員 前回は踏まえて、この戦略的課題という形で項目が出されてきたことに関しては、こういう形の上にアクションプラン的なものが作られるということには賛成です。

そして、この戦略的課題のところなんですけれども、1つ是非入れていただきたいと思っております。それは、どういうふうな形で申し上げるのがいいかわかりませんが、消費者政策の推進体制の整備ということに、是非、内閣府がリーダーシップをとって取り組んでいただきたいものとして挙げさせていただきたいと思っております。現在、各省庁に消費者政策の担当部局というのがそれぞれのところにおありのところもあり、もしくはきちんとした窓口としての整備がまだされていなくて、総務が担当していらっしゃるところもありますけれども、関係各省庁に専任の消費者政策対応セクションの設置というようなものは、今回こういう計画の中に入れていって精力的に取り組んでいかないと、なかなか進まないものではないかと考えますので、そういうものも是非この戦略的課題の中に入れていっていただきたいと考えています。

それと、もう一つ、非常に個別の話になりますけれども、戦略的課題2の「消費者の自立に向けた基盤づくり」の中に消費者教育、学校教育との連携の分野がございます。消費生活センターと学校教育との連携ということで、消費生活センターの側からの努力というのは、どちらかというと、これまでもいろいろされているものです。それを受け入れてくれる学校教育の側に時間的な余裕がなかなか無いとか、指導要領に一応書かれているけれども、そこに時間が割けないという現状の体制が変わらない限り、提供する情報や教材がどんなに豊かになっても、受け入れてもらえない限り進まないだろうと思っておりますので、今回の基本計画のような各省庁全部と協議をする場においては、

文部科学省との交渉も是非精力的に進めていただいて、学校教育の場でどこまでそれが進められるかというのが、もうちょっと具体的になるようなものを書いていただきたいし、それから、教育委員会というようなこういう書き込みになってしまいますと、大学が抜けていくのかなという気がしますので、大学も含めたすべての場の学校教育というのを視点に置いていただきたいと思っています。

落合部会長 ありがとうございます。

田村委員 この基本計画のアイデアは非常にいいと思うんですけども、いわゆる刑事罰とか警察等がある程度関与しなければ対応できない、要するに、もうそれしか救済の手段がないタイプというものと、実際、勿論いろいろなところで書かれているんですけども、そういうタイプの消費者保護体制と、それから、行政あるいは民間消費者団体が先ほどの団体訴権のような形で、その範囲で救済が可能なタイプというものを一度明確に分けていただきたいと思います。そこにメリハリといいますか、要するに、迅速な対応が必要で今急務だと思われるものは、その前者である場合が多いと。勿論、後者の話も急がなければいけないんですけども、例えば架空請求・不当請求などの問題などは、急いで対応していかなければいけないという問題であり、そういった位置付けで進めていただきたいと思います。

それから、もう一つは、後者で言った行政のようなタイプの救済あるいは消費者団体を使った救済といったものに関しては、前々からこういう議論が出ていると思うんですけども、やはり行政自体のそれぞれの担当しているところでは、その監督官庁が見る消費者の保護みたいな感じのばらつきがあるわけですが、これについても今回の新しい戦略課題の中で、例えば、公正取引委員会というような独立行政委員会などは、今後、消費者団体訴訟の流れができますと独禁法がそれによって活用される、そういう流れができてくると思いますので、そういった独立の委員会などがある程度、他との連携をもっと強化しながら中立的な感じで行政がかかわっていく仕組みに移行していくというのが、やはり今後の基本計画の一つのポイントになるのではないかと思います。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

鶴田委員 大分イメージが私の中でもでき上がってきたんですけども、若干、御意見申し上げることが2つあるんですが、1つは、政府が行政をきっちりやるべきだという主張、それはそれなりに正当な理由があるわけですけども、やたらにやっているとコストばかりかかってしまうという問題があると思うんです。したがって、どこかで行政の役割というものを1項目起こして、その中で理念としてコストパフォーマンスを耐えず意識しながら対応するというようなことを、どこかに盛り込むことが一つ必要ななと思っております。

2番目は、ここに何も書いていないんですけども、かなり重要なテーマでございます。多分1ページ目の戦略的課題の2「消費者の自立に向けた基盤づくり」というところに該当すると思うんですが、実は消費者利益を確保するためには、日本にある様々なインフラをいかに効率的かつ公正

に活用するかということはずごく大事だと思います。

例えば、公益事業の分野ですと、電力だったら送電線とか、あるいはガスだったら導管とか、通信だったら通信のネットワークですが、このネットワークの経済性の大きい分野について、最近はある意味ではインフラストラクチャーというような位置付けがなされて、それを効率的かつ公正に使うというような方向に動いていると思うんですが、それに加えて、例えば道路とか鉄道とか空港とか港湾とか、あるいは土地も入るかもしれません。そういう日本の中に存在しているインフラストラクチャーを有効に活用することが、消費者の自立を促す上で非常に重要な分野だろうと思いますから、是非、1項目、多分、戦略的課題の中の3番目になるのではないかと思います。明記していただければありがたいと思います。やはりインフラストラクチャーがきちり公正かつ効率的に活用されないと、消費者利益が確保されない問題が多々あるように思いますから、それを申し上げたいと思います。

品川委員 御説明にありましたように、戦略的課題についての資料の最後のページにありますように、検証・評価・監視を毎年繰り返しながら課題についての整備をしていく、そういう過程に持っていくことが極めて大切だろうと思っております。

そういう意味では、課題一つ一つについて現状があり、課題があって、具体的施策については方向性ということで整理をいただいているわけですが、是非この後、この方向性にできるだけ年次計画のような形で、いつまでにどこをどうするというところまで落とし込むものとして、作成していただきたいと総論的には一つ思います。

それから、個別に出されているテーマがそれぞれありますけれども、2点だけ申し上げます。1つは、5ページにリスクコミュニケーションへの参加促進ということがうたわれておりまして、特に安全とか、ある意味で安全ということ以上に安心ということを形成していく上では、リスクコミュニケーションということがどれだけきちんと充実して行われるかということが鍵になると思っております。そういう意味では、リスクコミュニケーション手法の改善ということが言われておいて、この中に含まれる面もあるのだと思いますけれども、消費者にわかりやすく理解のしやすい説明をするとか、あるいはわかりやすいマスコミへのリリースが行われるというふうなことで、それぞれの関係行政機関あるいは担当者の方々の訓練が必要な面も多いような気がしておりまして、そんな点も意識していただければというようなことが1つでございます。

それから、戦略的課題の2番目で立てられている「消費者の自立に向けた基盤づくり」というのが、21世紀型の消費者政策ということから見ても、ある意味ではこれは極めて重要な点で、今後5年間にどうするかということが問われると思ひまして、9ページの消費者教育の推進というのが、大変重要な課題だと思います。その際、学校教育における消費者教育あるいは社会教育としての消費者教育について、それぞれに全体としての体系化を図るということを是非進めていただく必要がありはしないか。そのそれぞれについて、学校教育の小学校、中学校、高校をどうするか。それが

ら、社会教育の場面でも、具体化を図っていくことが必要だと思います。もう一つ、今コストパフォーマンスということが言われましたけれども、とりわけ社会教育としての消費者教育ということについて、消費生活センターなりあるいは公民館なりというような公的な場面で行われるということだけでなく、民間の活動を活用したり、それを支援したりというような仕組みも是非織り込んで、消費者教育について内容の充実を図っていくよう御検討をお願いできないかと思います。

落合部会長 ありがとうございます。

山本委員 ただいまの品川委員の御発言、多々共感するところが多かったわけですが、特に食の安全・安心という項目の中のリスクコミュニケーションの手法の充実・強化、これが極めて重要であると私も思っております。昨年、鳥インフルエンザに係るたくさんの事例が生じまして、鶏卵を消費者が一斉に買わないという事態が、鳥インフルエンザが発生した近辺において、起こりました。鶏卵の出荷・移動が制限されるというニュースが新聞、マスコミ等で一斉に報道され、消費者はそれを食べることに非常に不安が生じたということだと思います。実はそれは人間には害はないんだけど、それを移動するとほかの鳥にうつるということで、そういった措置がとられているということでしたが、そういった情報が十分消費者に浸透していない、そのために消費者が栄養価の高い鶏卵を消費できない、あるいは生産者にとっても非常にこれは大きなダメージになるわけです。そういったリスクコミュニケーションが、まだまだ我が国では未熟だと思いますので、5ページに載っております海外の事例、手法についての調査等を含め、そういった施策を実施していくことが極めて重要だろうと思っております。

御承知のように現在、この食品安全の分野では、内閣府の方の食品安全委員会でリスク評価を行い、農林水産省や厚生労働省の方でリスク管理を行うという分担になっております。リスクコミュニケーションはそれぞれの省庁が連携して行うということになっているわけですが、もう少しリスク評価を担当する部分がこういったリスクコミュニケーションの役割を担っているか、その先進事例を検討していただいて、我が国の現在の在り方というものが十分かどうか、そういう観点から検討することが非常に参考になるかと思っておりますので、この施策をここに掲げておられるということは非常に適切であると思えますし、それを計画立てて着実に実施していただきたいと考えております。

落合部会長 どうもありがとうございます。

原委員 内容的なことと、それから、推進体制ということについて発言をしたいと思っております。内容的なところでは、1ページにあります戦略的課題1、2、3というのは妥当だと思っております。特に、課題2にあります「消費者の自立に向けた基盤づくり」というところでの市場ルールの整備と消費者教育の推進というのは、非常に大きな役割を持つと思っておりますので是非お願いしたいと思っておりますが、内容的なところで、少しタイムラグのようなものを感じるところがありまして、御検討いただきたいと思うのですが、これが出されるのは来年3月ということになると思うんですね。そうしますと、例えば2ページに外国為替証拠金取引のことを取り上げてくださっているのですが、

既に金融庁が新聞の一面を使って情報を、あれは公告と言うべきか何かわからないんですけども出されておりまして、半年後がちょっとどういう状況かなという辺りと。同じような関連で、7ページに金融分野のところでは右側に「投資サービス法制に向けて検討」と書かれているんですが、これは検討が始まっていて、とても早ければ来年3月ぐらいにある程度の結論というようなことになるので、そうすると、金融関連、消費者問題を取り上げているグループからすると、金融サービス法の検討に着手していただきたいという話をしているので、検討であればその一歩先へ進んだものではないかと思ひますし、信用分野についても、統一消費者信用法という具体的な法律の提案というものも十数年前からやっているわけですので、そういった形になってくるのではないかと思ひております。

それから、11ページですが、これは外国為替証拠金取引について具体的に書いてありますが、右側に「適切な勧誘ルールの設定」となっています。こういったことを盛り込んだ金融先物取引法が、今この国会に上程されているというような状況になりますので、ここも少し書きぶりが違ってくるのではないかと思ひまして、ちょっとほかのところがどうかわからないんですけども、来年3月に出されるということであれば、もう少し内容的な精査が要るのではないかということが1つ。

それから、2つ目は推進体制についてなんですけど、ちょっと2つのことを思ひておりまして、1つは、長田委員からも出た部分なんですけれども、これから毎年毎年この基本計画をやっていくということになると、今回は一応いろいろなスケジュールというところで3月をめぐりにおやりになるというようなことがありますけれども、いろいろな消費者行政とか消費者政策をやる場合に予算をつけなければいけないという話ですとか、それから、各省庁に担当のセクション、受け皿がないと、なかなかやりとりをするのにも困るとか、それから、消費者の意見を一体どの段階でどういうふうに反映させていくのかという年間のスケジュールというのでしょうか、推進体制のためのスケジュールと行政、それから、消費者も含めた体制というものについても、是非3月をめぐりにまとめていただけたらと思ひております。

それから、もう一点、大変気にしておりますのが、東京都の条例の中にも基本計画についての規定があり、都の基本計画は平成9年に策定されているわけなんですけど、この基本計画を提案なさった方に先日お話を聞く機会がありまして話をしたんですけども、実際には10年計画ということで策定されていて、最初の3年間は動いていたんですけども、その後、行政の担当の方も変わられるというようなことがあって、10年計画であっても1年ごとで見直していこうというようなところが動いていないというような状況にあります。そういうことを考えると、事務局体制もしっかりしていただきたいし、主体も消費者政策会議になっていますが、国民生活審議会というところで実際に検討を進めていく、そういう仕組み作りも併せて3月までに明示していただきたいと思ひております。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

大河内委員 皆さんからたくさん意見が出ておりますので、私からは個別のことなんですけれども、3ページの「リコール制度の強化・拡充」のところ、今はリコール制度は自動車とか薬とか限定的になっておりますけれども、もっと広げてほしいというふうに思っています。例えば、食品のアレルギー情報とか電気製品なども、やはり生命、身体、健康に大いに関係するのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、食品の安全・安心なんですけれども、ユビキタスコンピューティング技術というところで、色々それによって明らかにできることは多いと思うんですが、消費者に届くところでは余りそういうものが不要なのではないか。この間のニュースで見たように、携帯でトレーサビリティを知ることができるというようなことが簡単に入手できる安全・安心情報の充実というふうにはならないのではないか。やはり、行って見たらそれでわかるという、何かシステムを使わなくてもわかりやすいというふうにしていただきたいと思います。

それから、皆さんもおっしゃってましたし、長田委員がきちんとおっしゃってましたけれども、学校教育のところの現状ですが、もう何十年もこの現状のまま続いていると思っています。ですから、色々な被害を減らすためにも是非力を入れて、評価のところ、数値目標とか数値化したような、この年にはこれだけちゃんとやりましたというのが誰にもわかるような形で進めていただきたいと思います。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

糠谷委員 この基本計画、包括的に取り上げて、私も基本的にはこの体系で進めていただければと思いますが、先ほど原さんが言われた御意見とも関係するんですけれども、戦略的課題の3という、これは重要な問題ですから、なくていいというつもりで申し上げるのではないんですが、基本計画のようなものでこういうテーマに対応するというの一番苦手なところだと思うんですね。来年3月になって架空請求、外国為替証拠金取引ですと麗々しく書いても、もうアウトオブデイトとは言いませんけれども、「今ごろ何？」というような書き方にならないようにするというのは非常に難しいと思いますので、どういう工夫が要るかというのは、よほどお考えをいただかないといけないだろうと思うんですね。そういう意味で、先ほどどなたかがおっしゃいましたように、やはり検証・評価・監視、フォローアップをどうやるかというところをしっかりと考えなければいけない。これは最終的には消費者政策会議でおやりになるのでしょうかけれども、消費者政策会議もそんなにしょっちゅうやるわけではない。せいぜい年に1回か2回ということ、もっとおやりになるのかもしれませんが。ですから、やはりもう一つ下の段階での機動的な対応というものを考えていただく必要があるのではないかと。

国民生活センターの関係行政機関との連携強化とか情報提供しろとか、いろいろ書いていただく

ので大変ありがたいことなのですが、個別には各省庁と今しょっちゅうやっているわけですし、各省庁からもこういう情報をくれというのはよく来るし、こちらも提言を出すというのをやっているんですが、今そういう消費者行政関係の連絡会議というのがどういうふうになっていて、どういふふうにワークしているかというのは私は存じませんが、そういうのを少し工夫していただいて、国民生活センターを入れるとは申しませんが、何かお役に立つことがあれば、協力したいと考えております。それが1つ。

それから、消費者教育に関しては、先ほどこれもどなたがおっしゃいましたように、消費生活センターなりあるいは国民生活センターもそういう講座をつくったり、いろいろ努力をしているわけですが、やはり学校の方の問題が大きいと思います。ですから、先生方の研修などもやっているんですけども、そのところは文部科学省とよくお話をいただければありがたいということでございます。

それから、最後にこれは質問なのですが、先ほどの第1番目のテーマとかかわるんですけども、8ページに書いていますが、消費者団体訴訟制度について、これは来年3月ということだと、消費者団体訴訟制度を検討するよなどと書くわけではないでしょうから、そのところは例えばタイミングを含めて、いついつまでに導入を図るとか、今まだ詰まっていないわけですからそこまで言えないよというお答えかもしれませんが、書くとしたらやはり検討ではないだろうと思いますので、どんなイメージでおられるか、先ほどの蒸し返しになると申し訳ないのですけども、ちょっとお考えをお聞かせいただければということでございます。

落合部会長 どなたか説明していただけますか。

服部消費者企画課長 先ほど事務局の方から御説明させていただいたスケジュールを掲載するというを現時点では想定しております。

落合部会長 それでは、三木委員どうぞ。

三木委員 個別問題になりますが、ページで言うと6ページの消費者トラブルの防止というところに関係するのかなと思いますが、オンライン上の消費者トラブル、電子商取引上の消費者被害であるとかネットオークション、その他の問題であります。こうした問題についても、消費者トラブルの防止あるいは解決という観点から取り上げておいていただければという気がいたします。7ページの方にIT関連分野というのが挙がっておりますが、こちらは利用者保護ルールの在り方ということですが、紛争解決、紛争処理というような観点からも明示していただく可能性があれば、そうしていただければと思います。

こうした問題を扱っている ECOM などのADR機関の実証実験の結果などを少し見ますと、相当な数のトラブルがあるようですし、これから更に拡大していくであろうと思います。また、こうしたオンライン上のトラブルというのは、なかなか裁判のような場所には持ち出しにくいものがありますし、また、少額のものが多いので、純粋な民間でも扱いにくいということで、行政による一

定の援助、対応というものが必要な分野ではないかと思っております。

落合部会長 ありがとうございます。

高橋（伸）委員 前に御発言の委員の方々と重なるところもあるかもしれませんが、意見と質問を申し上げたいと思います。

1つは、計画に対しては推進体制というのが非常に大事だと思うんですが、戦略的課題の中には是非、推進体制に関して明記していただきたいと思っています。この案は、内閣府のリーダーシップと各省庁のパートナーシップというのが非常に大事なわけなので、1点は、内閣府の事務局体制ということ国民にも広くわかるように書いていただきたいということ。

それから、2点目は、国民生活審議会の関与に関して明記していただきたいということです。例えば、検証・評価・監視にタッチできるのではないかと、というのは、前回の会議のときに話し合われたことなのですけれども、この案では最終ページのところに例えば、2つ目の「 」のところに「消費者政策会議は、毎年、消費者基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につき、検証、評価、監視を行い、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行う」とあるんですが、例えば国民生活審議会に毎年何月に報告をして、それをどういうふうに戻すのかということであるとか、国民に対してこの結果をどういうふう公表するのかとか、その辺りまで踏み込んでいただくとありがたいです。

それから、3点目は、ほかの方からも出ていましたけれども、各省庁の推進体制というのが非常に大事ですので、まず窓口を明確化していただいて、一般の方々にもわかるようにしていただきたいと思います。

それから、以下は質問なんですけれども、計画を推進していく上で、人、もの、お金が必要なんですけど、やはり気になるのはお金の部分でございます。この計画は非常に細かくできていると思うんですけれども、予算執行との関係が不明瞭なんです。素人的な質問で大変恐縮なんですけど、こういう省庁横断的なプロジェクトを進める場合に、各省庁の予算要求、今のように歳出削減の中で本当にここに書かれたから大丈夫なのだろうかという不安を持ってしまうのです。少なくとも最重点事項に挙げたものは優先的に予算措置されるべきと考えるんですが、その辺の担保がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、各省庁だけではなくて教育の問題とかを見ました場合に、国と地方との関係というのがあると思うんです。地方でも今、消費者基本計画を作ろうという動きが全国的に広がりつつありますけれども、やはり国の計画ができて、それをバックにして地方も地方なりの予算を取っていくわけですので、その辺のお金の問題に関して少し御教示いただきたいと思います。

それから、質問の2点目は、アクションプランをどう作るのかということです。今回は戦略的課題と最重点事項ということで、アクションプランに関しては、次のマターということかもしれませんが、やはり今までも各委員から数値目標であるとか、検証がしやすいようなものであるべ

きとの要求が出ておりますが、是非この先で、それを進めていただきたいと思います。

特に、消費者教育に関しての意見が多かったのですが、私もこれは大変重要だと思っています。現在、文部科学省が義務教育改革と、それから、学習指導要領の改定のための検討作業を中教審の方で行っているのですが、私が今、専門部会で参加しているのが、社会・地歴・公民です。かなり遅い方なんですけど、それぞれの科目ごとに審議を行い、そして、来年3月にまとめを出して、それから2年間の間に実施のための作業をするわけですけども、消費者教育がどこでどういうふうに担保されるのかは非常に難しい問題なんです。社会・地歴・公民という私が参加している分野では、今回は法教育と金融経済教育を入れるということを明確に掲げて、委員の構成もそういう形で入れているんですけども、消費者教育を推進する場合に、消費者委員が入っていかないと、推進体制が文部科学省とのタイアップでとれないと思います。現在すでに行っているのでしたら教えていただきたいと思いますし、そうでなければ、今後どうしていくのかということも国生審のマトーにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

落合部会長 ありがとうございます。

2点御質問があったかと思しますので、事務局の方からお答えをお願いします。

服部消費者企画課長 まず、予算関連の御質問ですが、事業をしていく上で予算、特段の予算が必要になるというのもあるかと思いますが、こうしたものの重要性というものを踏まえて、予算当局といろいろと御相談していく機会があるのかなと考えております。

それから、アクションプランということでございますが、いつまでにどういうことをやるのかということが明確になるようなものが重要ではないかという御指摘を多々いただいておりますので、こうした御指摘を踏まえて今後作業を進めていきたいと。また、関係省庁ともいろいろ御相談していきたいと考えております。

以上でございます。

落合部会長 高橋委員、よろしいですか。

高橋(伸)委員 消費者教育に関しての部分もお願いいたします。

服部消費者企画課長 消費者教育の具体的なところにつきまして、文部科学省と色々相談して進めていきたいと思っております。ただ、その重要性、今日皆様方から多々意見をいただいておりますので、そういうものと全体的に併せて、いろいろと検討を進めさせていただきたいと思っております。

高橋(伸)委員 それでは、御回答をお待ちしたいと思います。ただ、会議の進め方として私が申し上げるのも非常におこがましいのですけれども、実は団体訴権の検討のときもそうだったんですが、質問をお出ししますと、それに対しての明確な回答というのがその場でいただけなかったら後でいただけるのかなと思うと、いただけないままずっと過ぎてしまうということがあります。私

が関係している会議の中では結構、前回の質問は次回の会議の冒頭で、その質問に関する確に回答していただくというのが多いです。会議を効率的に進めていく上で非常に重要だと思いますので、そういう進め方を御検討いただきたいと思います。

大村(多)委員 消費者政策という政府が所管する色々な分野を横断する諸問題を、統一的にバランスを持って検討していただけるという体制ができつつあるということで、そのことは評価しておりますので、今後ともバランスのとれた検討をしていただきたいということでございます。

今日出た意見で、例えば3ページの「リコール制度の強化・拡充」ということでございますけれども、現在、自動車のリコール隠し問題というのは大変な問題があって、これに対して徹底した反省と再発防止をするということが大事であると、全くそのとおりでございますが、一方、リコール制度というのは、登録された商品に関する制度ということで制度が回っておりまして、これは一旦リコールとなった場合に、事業者としては登録した自動車であっても転売されたりして、現在どこに誰が持っているかがわからなくて大変苦労して、システムを利用したり、リコールの対象になっているということを実際の末端の事業者一人一人に当たって、三度も四度もレターを書いたり、いろいろなことをやってあって、なかなか回収ができないと。その辺の努力というのは、実は外国でも結局同じでございまして、たまたま今言ったのは日本ではなくて外国での経験だったんですが、リコール対応という形について大変な経営資源を割いてやっているということを経験の会社で聞いてきました。例えば、そういう登録を前提としたリコール制度について、登録をしていない薬とか云々についてもリコール制度を適用するようにしてくれという御注文はあるわけですが、この安全問題に関しては、その手前のところである安全情報についてどういう扱いをするかということで、(2)で行政への情報提供措置の内容をどう検討しようかとか、それから、一方では、先ほど委員の方からお話がありましたけれども、その提供の仕方が客観的・科学的な分析に基づいた冷静な情報提供でないと、それがあつという間にマスコミにリークされた場合には、それが不買運動になって、全く必要のないような対応というのが、先ほど鳥インフルエンザの件でもありましたけれども、起きかねないということでございまして、やはりこういう安全問題に関する対応という形について、リコールとか、それから、行政の情報提供とか、リスク情報の開示の仕方とか、全体的にバランスのとれた対応を検討していただきたいということでございます。

落合部会長 まだまだ御意見を伺いたいですけれども、予定された時間を既に経過いたしましたので...

石戸谷委員 すみません、私、全然何も言っていないんですけれども。

落合部会長 時間内であるということがあるので、恐縮ですが、手短かに石戸谷委員お願いいたします。ほかの御予定がある委員もおられるでしょうから、なるべく早く、定刻を守りたいと思われましたので、では、よろしく申し上げます。

石戸谷委員 個別問題に関しては効率化のために前回、意見書で書いてそういう意味で出してい

るわけです。個別問題に関しては、そういうことで省略しますけれども、中身のまとめ方なんです、前回ちょっとまとめ方についてイメージがそれぞれ分かれていたと思いますけれども、基本法の第 27 条 3 項で、消費者政策会議が基本計画の案を作成するときに、国民生活審議会の意見を聞かなければならないということのイメージの問題だと思うんですね。私は、国民生活審議会の意見を聞かなければならないということだから、国民生活審議会としてある程度、基本的な部分について意見を述べるというイメージでいたんですけれども、どうもそうではないと。一般に国民生活審議会で何か意見をまとめるときは、事務局が原案をつくったりするわけですが、この問題はそういうわけにはいかない。どうしてかというと、事務局というのは消費者政策会議で消費者基本計画を作る側なので、その作る側と、それに対して意見を言う側が同じところがやるわけにはいかない。だから、作る側に対して国民生活審議会として意見を出すということであると、これは当然、委員の方である程度こういう方向でと基本的な線を出す方向でいくしかないということで、前回何か作業部会みたいなものを設置して、全体の意見の基本的な部分でも、特に他省庁にまたがる部分について取りまとめたらどうでしょうかという話をしました。

今回、専ら話の中身が個別問題になっていて、全体の取りまとめたイメージはないみたいなんですけれども、基本的には消費者政策会議で基本計画を事務局が作るに際して、国民生活審議会としては消費者信用を始めとして他省庁にまたがる問題について、意見調整の際に国民生活審議会としてこういう意見を出しているの、それを尊重してまとめてほしいという推進力になるようなものとしての意見を出すのかなと思っていたんですが、どうもそうではないようなんですが、私はこれまでの議論を聞いていても、専ら個別意見を消費者政策会議をつくるに当たって、他からヒアリングを受けるのと同じような意味で私はこう考えている、私はこう考えていると皆さんバラバラに言うというのではなくて、ある程度基本的な線について審議会の意見というものを出していくというのが、この基本法第 27 条 3 項の在り方ではないかと思います。

時間がないので手短にというふうに言明されておりますので、それだけ申し上げたいと思います。

落合部会長 まだ御意見ある方は書面等でお出しいただきたいと思います。どうしても会議としては、予定された時間内に極力収めるというのが私の部会長としての任務だろうと思っておりますので、エンドレスに時間があれば、もっとどんどん議論を続けたいのですけれども、そうもまいりませんので。しかし、今日はかなりいろいろ御意見をお出しいただきましたし、非常に貴重な御指摘も多かったと思いますので、それらを踏まえて消費者基本計画の具体化に向けて、事務局において検討をしてもらいたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項ということで。

服部消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、12月22日水曜日、14時から開催することとし、消費者基本計画に関する審議及び消費者団体訴訟制度を検討委員会から制度の骨格について報告をいただく予定でございます。詳細につきましては、事務局より追って御連絡を差し

上げたいと存じます。

以上でございます。

落合部会長 それでは、お忙しい中、本当に貴重な時間をお割きいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。